

# 処方・調剤・ 保険請求の

# Q & A

日本薬剤師会

**Q** A薬局で「かかりつけ薬剤師指導料」を算定されている患者が別の日にB薬局で調剤を受けた場合、B薬局における薬学管理料の算定はどうすればよいですか。また、同一患者に対してA薬局とB薬局の双方で「かかりつけ薬剤師指導料」を算定したら、保険請求はどのような取り扱いになるのでしょうか。

(匿名希望)

**A** B薬局では薬剤服用歴管理指導料を算定することが可能です。また、1人の患者に対して、同一月に複数の保険薬局から「かかりつけ薬剤師指導料」の保険請求が行われた場合は、いずれのレセプトも算定要件を満たしていないと判断されてしまいます。

かかりつけ薬剤師指導料(かかりつけ薬剤師包括管理料を含む。以下、同じ)は、薬剤服用歴管理指導料として実施する服薬指導だけでなく、患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握することを評価したものです。

患者によって「かかりつけ薬剤師」をもつことの必要性や考え方は異なりますので、保険薬局の利用の仕方もさまざまです。しかし、保険調剤という限られたなかでの評価である以上は一定程度の算定制限を設ける必要があることから、かかりつけ薬剤師指導料の要件としては、

1人の患者に対し、1カ所の保険薬局かつ1人の保険薬剤師のみ算定できるとされています(表1)。

かかりつけ薬剤師指導料の重要なポイントは、「保険医と連携した患者の服薬状況の一元的・継続的な把握」であり、その機能を1カ所の保険薬局・1人の保険薬剤師に「かかりつけ」として担ってもらうという考え方です。

ただし、この趣旨は、患者に対して、かかりつけ薬剤師指導料を算定している保険薬局以外で調剤を受けることを制限するもの、もしくは「かかりつけ」ではない保険薬局を利用しないよう求めているわけではありません。そのため、ご質問のケースのように、すでに別の保険薬局(A薬局)でかかりつけ薬剤師指導料が算定されている患者から調剤の求めがあった場合は、その保険薬局(B薬局)では薬剤服用歴管理指導料を算定できるよう整理されています。

しかし、「かかりつけ薬剤師」には、仮に担当の患者が「かかりつけ」以外の保険薬局で調剤を受けた場合でも、その患者の服薬状況に関する情報を集約し、一元的・継続的に把握しておく責務があります。かかりつけ薬剤師指導料の算定要件では、患者が他の保険薬局などで調剤を受けた場合には「その服用薬等の情報を入手し、薬剤服用歴の記録に記載すること」とされています(表2)。

一方、かかりつけ薬剤師指導料を算定していない保険

表1 かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料の算定制限(抜粋)

区分13の2 かかりつけ薬剤師指導料

(3) 患者の同意については、当該患者の署名付きの同意書を作成した上で保管し、当該患者の薬剤服用歴の記録にその旨を記載する。なお、1人の患者に対して、1カ所の保険薬局における1人の保険薬剤師のみについてかかりつけ薬剤師指導料を算定できるものであり、同一月内は同一の保険薬剤師について算定すること。

区分13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料

(4) かかりつけ薬剤師包括管理料の算定に当たっては、「区分番号13の2」のかかりつけ薬剤師指導料の(2)から(7)までを満たすこと。

※診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日、保医発0304第3号)別添3「調剤報酬点数表に関する事項」より

薬局としても、患者の「かかりつけ薬剤師」の業務に協力することが必要です。「かかりつけ」以外の薬局で実施した調剤などに関する情報を「かかりつけ薬剤師」が的確に把握できるよう、対象患者にはお薬手帳への記載や薬剤情報提供文書の提供だけでなく、それらの情報を「かかりつけ薬剤師」に必ず伝えるよう指導することなどが求められます。

また、患者もしくはお薬手帳から確認できなかったなどの理由により、1人の患者について同一月に複数の保険薬局(A薬局およびB薬局)でかかりつけ薬剤師指導料が算定されてしまった場合には、最初の算定日が有効(いわゆる早い者勝ち)となるのではなく、いずれも「要件を満たしていない」と判断されることとなりますのでご注意ください。

表2 「かかりつけ」以外の保険薬局で調剤を受けた場合の情報収集

<p>区分13の2 かかりつけ薬剤師指導料          (6) かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。          オ <u>患者が他の保険薬局等で調剤を受けた場合は、その服用薬等の情報を入手し、薬剤服用歴の記録に記載すること。</u></p>
--

※診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日、保医発0304第3号)別添3「調剤報酬点数表に関する事項」より

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、  
 医師に疑義照会して対応したがいまいひとつ納得できないことなどはありませんか？  
 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問  
 例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問  
 例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問  
 例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

- を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係までお送りください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
 TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270